

ローン約款

第1条 (申込及び契約の成立)

1. 契約者は、申込書表記記載の取引目的のため、株式会社オリエントコーポレーション（以下「会社」という）に対して、借入希望額欄に記載した金額の借入を申込みものとします。尚、事業性資金や借り換えを取引目的として申込みことはできません。2. 金銭消費貸借契約（以下「本契約」という）は、貸付の金額（以下「融資金」という）を受取・返済口座に振り込みした時に成立します。尚、契約年月日（融資実行日）は、後日改めて書面にて通知されるものとします。

第2条 (貸付の金額及び利率の決定)

1. 貸付の金額及び貸付の利率（以下「実質年率」という）は、会社の審査の上決定されるものとします。尚、融資金は借入希望額欄に記載した金額を上限に決定され、実質年率とともに契約締結前に書面にて通知されるものとします。2. 契約者は、会社の審査の結果によって、融資を受けられない場合、又は借入希望額が変更される場合があることを予め同意するものとします。

第3条 (返済日)

1. 本契約に基づく契約者の債務の返済日は、毎月27日（以下「約定返済日」という）とし、月払い分及びボーナス払い分の第1回目返済日は、次の通りとします。（1）月払い分の第1回目の約定返済日は、融資実行日の属する月の翌月27日（以下「初回返済日」という）とします。（2）ボーナス払い分の第1回目の約定返済日は、契約者が指定するボーナス月で最初に到来するボーナス月の27日（以下「初回ボーナス返済日」という）とします。2. 契約者は、月払い分及びボーナス払い分について、前項各号の返済日に当該期日までに発生した各利息を返済するものとします。3. 約定返済日が、金融機関の休業日のときには、その翌営業日に返済するものとします。4. 契約者は、第13条第1項に定める契約締結に要する費用を初回返済日に返済するものとします。

第4条 (返済方法)

1. 契約者は、返済回数に応じて会社が定める金額を受取・返済口座から口座振替の方法で返済するものとします。2. 契約者は、前項にかかわらず、会社が承認した場合及び契約者の返済が約定日になされなかった場合には、他の返済方法を採用することができるものとします。3. 契約者がコンビニエンスストアの収納代行を利用して返済金を支払ったときは、コンビニエンスストアが返済金を受領したことにより、会社への支払いがなされたものとします。

第5条 (利息の計算方法)

1. 利息の計算は、実質年率を365(うるう年の場合は366)で除した割合(以下「日割り率」という)を用いるものとします。2. 利息の計算方法は、次の通りとします。(1) 月払い分 融資金のうち月払い分(以下「月払い分元本」という)の利息の計算方法は、次の通りとします。(1) 初回返済日までの利息の計算方法 融資実行日の翌日からその月の27日までの利息として、月払い分元本に対し、日割り率を乗じて算出するものとします。(2) 初回返済日以降の利息の計算方法 約定返済日の翌日の月払い分の残元本に対し日割り率を乗じて算出するものとします。(2) ボーナス払い分 融資金のうちボーナス払い分(以下「ボーナス払い分元本」という)の利息の計算方法は、次の通りとします。(1) 初回ボーナス返済日までの利息の計算方法 融資実行日の翌日からその月の27日までの利息として、ボーナス払い分元本に対し、経過日数及び日割り率を乗じて算出するものとします。(2) 初回ボーナス返済日以降の利息の計算方法 約定返済日の翌日のボーナス払い分の残元本に対し、次回約定返済日までの経過月数及び日割り率を乗じて算出します。

第6条 (期限前償還)

1. 契約者は、本契約に基づく残債務の全てまたは一部について約定期日前の返済(以下「繰上返済」という)をすることができるものとします。2. 契約者は、本契約の残債務の全て又は一部について繰上返済する場合には、残元本と繰上返済日までの未払利息を支払うものとします。3. 契約者が、繰上返済をする場合には、会社に対して事前に連絡をし、会社の指定する方法で繰上返済を行うものとします。4. 契約者が、会社に対する事前の連絡を怠って繰上返済を行った場合、又は会社が指定する方法、内容と異なった方法で繰上返済を行った場合には、会社が当該繰上返済について繰上返済日までの未払利息分を支払ったものとして取り扱うか、又は当初の約定日に支払ったもの、当該繰上返済の全部もしくは一部について超過支払額であるとして、これを契約者に返金しても異議ないものとします。

第7条 (反社会的勢力の排除)

1. 契約者及び連帯保証人は、契約者又は連帯保証人が、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標榜ゴロ又は特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者(以下これらを「暴力団員等」という)に該当しないこと、及び次の何れにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約するものとします。(1) 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること。(2) 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること。(3) 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること。(4) 暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供

与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること。(5) 役員又は経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること。2. 契約者又は連帯保証人は、自ら又は第三者を利用して次の各号に該当する行為を行わないことを確約するものとします。(1) 暴力的な要求行為。(2) 法的な責任を超えた不当な要求行為。(3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為。(4) 風説を流布し、偽計を用い、又は威力を用いて会社の信用を毀損し、又は会社の業務を妨害する行為。(5) その他前各号に準ずる行為。3. 契約者又は連帯保証人が、暴力団員等もしくは第1項各号に該当した場合、もしくは第2項各号の何れかに該当する行為をし、又は第1項の規定に基づく表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合、会社は、直ちに本契約を解除することができ、かつ、会社に生じた損害の賠償を請求することができるものとします。この場合、契約者又は連帯保証人は、契約者又は連帯保証人に損害が生じたときでも、会社に対し何らの請求をしないものとします。

第8条 (期限の利益の喪失)

1. 契約者は、次の何れかの事由に該当した場合には、会社から何らの通知・催告がなくても、当然に分割返済の期限の利益を失い、直ちに残債務全額を支払うものとします。(1) 本契約の支払いを1回でも怠ったとき。(2) 強制執行、仮処分、仮差押、滞納処分等の申立てを受けたとき。(3) 破産、民事再生、特別清算、会社更生その他裁判上の倒産手続きの申立てを受けもしくは自ら申し立てたとき。(4) 債務の整理、調整に関する申立てがあったとき。(5) 自ら振出した手形、小切手が不渡りになったとき等、契約者の信用状態に不安が生じたとき。2. 契約者は次の何れかの事由に該当した場合、又は連帯保証人が(2)の事由に該当した場合には、会社からの通知により、分割返済の期限の利益を失い、直ちに残債務全額を支払うものとします。(1) 会社に対する契約者の他の債務の一つでも分割返済の期限の利益を失ったとき。(2) 前条に規定する暴力団員等もしくは同条第1項各号に該当した場合、もしくは同条第2項各号の何れかに該当する行為をし、又は同条第1項の規定に基づく表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明したとき。(3) その他本契約の義務に違反したとき。

第9条 (遅延損害金)

契約者が毎月の返済を遅延したときは、支払期日の翌日より支払日に至るまで返済金額の元本部分に対して、又期限の利益を喪失したときは、期限の利益喪失の翌日より完済に至るまで残元本全額に対して、年18.0%の割合を乗じた遅延損害金を支払うものとします。尚、この場合の計算方法は、1年を365日(うるう年の場合は366日)とする日割り計算とするものとします。

第10条 (連帯保証人)

1. 連帯保証人は、本契約から生ずる一切の債務につき、契約者と連帯して履行の責を負い、会社の都合によって担保又は他の保証を変更、解除されても異議ありません。2. 連帯保証人は、連帯保証人が保証債務を履行した場合には、代位によって会社から取得した権利を、契約者の会社に対する債務が完済されるまでこれを行使しません。3. 会社が連帯保証人の一人に対して行なった履行の請求は、契約者に対してもその効力が生じるものとします。4. 連帯保証人は、契約者から民法第465条の10第1項各号に定める情報の提供を受けていることを確認します。また、契約者は、会社に対して、契約者が連帯保証人に提供したこれらの情報が真実かつ正確であることを表明し、保証するものとします。※連帯保証人に対しては、「催告の抗弁権」「検索の抗弁権」「分別の利益」はなく、保証人に比べてその責任が重くなっております。

第11条 (返済金の充当順位)

1. 本契約に基づき返済された返済金は、法定充当順位に準じた会社所定の方法により充当されるものとします。2. 返済された返済金が、本契約及びその他の契約に基づき会社に対して負担する一切の支払債務を完済させるに足りないとき又は会社に事前に連絡なく繰上返済したときは、契約者への通知なくして、会社が適当と認める順序、方法により何れの債務に充当しても異議ないものとします。

第12条 (住所の変更・調査等)

1. 契約者及び連帯保証人は、会社に届出た住所、氏名、電話番号、職種、勤務先、指定受取・返済口座等について変更があった場合、所定の届出書により会社に通知するものとします。又、契約者もしくは連帯保証人に係る後見人、保佐人、補助人、任意後見監督人が選任された場合には、登記事項証明書等を添付の上、遅滞なく所定の届出書により会社に通知するものとします。通知を行わなかったことによる不利益は契約者及び連帯保証人の負担となります。2. 契約者及び連帯保証人は、第1項の通知を怠った場合、会社からの通知又は送付書類等が延着又は不到達となっても、会社が通常到達すべき時に到達したものとみなすことに異議ないものとします。但し、やむを得ない事情があるときには、この限りでないものとします。3. 契約者及び連帯保証人は、その財産、収入、信用等を会社又は会社の委託する者が調査しても何ら異議ないものとします。

第13条 (費用)

1. 契約者及び連帯保証人は、契約締結に要する費用(印紙代・担保設定費用等)及びこれに係る公租公課として記載の金額を負担するものとします。2. 契約者及び連帯保証人は、支払いに要する費用(銀行、コンビニエンスストア等所定の手数料)を負担するものとします。ご参考 コンビニエンスストア手数料 送金額1万円未満66円(税込)、5万円未満110円(税込)、5万円以上330円(税込) 3. 契約者及び連帯保証人は、会社

から契約者又は連帯保証人へ返金が発生した場合は、返金手数料として返金方法に応じて550円～880円（税込）を負担するものとします。（令和 元年10月1日現在）

第14条 （債権譲渡）

契約者及び連帯保証人は、会社が本契約に基づく債権及び権利を、会社の資金調達、流動化その他の目的のため、必要に応じ取引金融機関（その関連会社を含む）、特定目的会社、特別目的会社、信託会社（信託銀行を含む）又は債権回収会社（以下「金融機関等」という。＜会社ホームページ（<https://www.orico.co.jp>）＞に掲載）に譲渡もしくは担保提供（質権及び譲渡担保の設定を含む）その他の処分をすること、会社が譲渡した債権を譲受人から再び譲受けること、並びに会社が金融機関等との間で本契約に基づく債権及び権利に関するその他の取引をすることについて予め承諾します。

第15条 （合意管轄裁判所）

契約者及び連帯保証人は、本契約について紛争が生じた場合、訴額のいかんにかかわらず、契約者及び連帯保証人の住所地、又は会社の本社、各支店・センターを管轄する簡易裁判所及び地方裁判所を管轄裁判所とすることに合意するものとします。

※お申込みの意にそいかねる場合、申込書及びその他のお預りした書類の返却は致しませんので、予めご了承ください。尚、ご返却を必要とされる場合は予めお申出下さい。

株式会社オリエントコーポレーション

〒102-8503 東京都千代田区麴町5丁目2番地1

登録番号 関東財務局長（13）第00139号

日本貸金業協会会員 第000006号